

H29年6月

ご入院中の患者様ならびにご家族様

医療法人社団KN I 北原国際病院  
院長 岡田義文

## 『特定医療行為に係る看護師養成研修』の受入れについて

日ごろより、当院へのご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、当院が「特定医療行為に係る看護師養成研修」を受入れることになりましたので、ご連絡させていただきます。

特定医療行為に係る看護師とは、「従来の看護師よりも幅広い医療行為ができる看護師」のことです。現代の少子高齢社会においては、看護師がより広い範囲の医療行為を担うことが、医療の質や、患者様・ご家族の皆様の満足度を高めるものと考え、厚生労働省では特定の医療行為を行える看護師認定制度を開始しました。

当院では、国際医療福祉大学大学院より委託を受け、特定医療行為に係る看護師養成の一環として、下記の期間、大学院生の研修を受け入れさせていただきます。学生は看護師の免許保持者であり、研修では担当医師から事前に説明させていただきます、同意をいただいたうえで対応してまいります。同意いただけない場合であっても、診療上の不利益は一切ございませんので、その旨、遠慮なくお申し付けください。

なお、実習に関するご質問、ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。何卒、ご理解およびご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

### 記

#### ■研修生受入れ期間

平成29年6月19日～7月1日 1名

平成29年8月28日～9月9日 1名

#### ■相談窓口

担当者 北原国際病院 看護科 森口・山坂

相談時間 月曜日～金曜日 9時～17時

連絡先 042-645-1110

以上